

○恵那市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

平成28年6月17日告示第113号

恵那市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市における男女共同参画社会の実現を目指し、恵那市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を推進するため、恵那市男女共同参画プラン推進委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランの見直しに関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成30年告示28号〕

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり企画部企画課において行う。

一部改正〔平成29年告示44号の1〕

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日告示第44号の1)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月7日告示第28号)

この告示は、平成30年7月25日から施行する。